（人事院規則一〇―一二の一部改正）

第十九条　人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第八条第二項を次のように改める。

2　次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。

一　派遣法第三条に規定する派遣職員　派遣先の機関の業務

二　官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員　官民人事交流法第十六条に規定する派遣先企業において就いていた業務

三　法科大学院派遣法第四条第三項又は第十一条第一項の規定により派遣された職員　法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）に規定する当該法科大学院における教授等の業務

四　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条に規定する組織委員会における特定業務

五　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条に規定する組織委員会における特定業務

第九条第一号を次のように改める。

一　派遣職員等が、派遣職員等業務を公務とみなした場合に留学費用償還法第四条第一号に該当する場合

（人事院規則一一―四の一部改正）

第二十条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「又は配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員」を「、配偶者同行休業法第二条第四項に規定する配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したとき、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員が職務に復帰したとき又は平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員」に改める。

（人事院規則一八―〇の一部改正）

第二十一条　人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）の一部を次のように改正する。

第一条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員

十　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第二十二条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次のように改正する。

第五条中第九号を第十一号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員

十　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員

（人事院規則二四―〇の一部改正）

第二十三条　人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第十号とし、第七号を九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七　平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第七項に規定する派遣職員

八　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第七項に規定する派遣職員

第十四条中「規則九―八」の下に「（初任給、昇格、昇給等の基準）」を加える。

附則第二項中「附則第七項」を「附則第八項」に改める。

附　則

この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

○国家公安委員会規則第十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十五号）の一部の施行に伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日　国家公安委員会委員長　小川惠里子

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二から第三条までを削り、第一条の次に次の二条を加える。

第二条及び第三条　削除

第五条の二中「令」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下「令」という。）」に改める。

第八条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第二十九条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第三十条第二号中「法第二条第一項第四号及び第六号」を「法第二条第一項第六号」に改める。

第三十三条の表中法第二条第一項第四号に掲げる営業の項を削る。

第八十七条第一項の表の一の項中「その氏名等及び」を「その氏名、住所及び生年月日（以下この条において「氏名等」という。）並びに」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

別記様式第一号を次のように改める。

別記様式第１号　削除

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則の一部改正）

2　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項を削る。

別表第二の二の表中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項を削る。

○国家公安委員会規則第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第三十九条第七項（同法第四十条第三項において準用する場合を含む。）及び第四十八条の規定に基づき、風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月二十四日　国家公安委員会委員長　小川惠里子

風俗環境浄化協会に関する規則の一部を改正する規則

風俗環境浄化協会に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風俗環境浄化協会等に関する規則